

パナマ県及び西パナマ県における外出禁止の実施

令和2年6月8日
在パナマ日本国大使館

1 保健省は6日及び7日の記者会見及び7日付官報掲載の決定第492号を通じて、パナマ首都圏における新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、8日（月）より以下の措置を実施する旨公表しました。

（1）パナマ県及び西パナマ県では、以前実施していた男女別、身分証番号末尾に基づく時間帯のみの外出を許可する措置と同様のものを実施する。但し、6月中の週末においては、土曜日午後5時から月曜日午前5時まで完全外出禁止とする。

（2）他の県では、現在の午後7時から翌朝5時までの夜間外出禁止措置を維持する。

（3）経済活動再開ブロック2は維持する。

（4）60歳以上の高齢者及びハンディキャップのある方は、性別に応じて外出可能な曜日において、午前7時から午前10時まで外出可能であるが、食料品及び医薬品購入に限る。

（5）子供は親若しくは保護者の外出可能時間帯で外出可能。

2 6日、マルティネス貿易産業大臣は自身のツイッターにて、保健省発表の措置に伴い両県における経済活動には、通行許可証(Salvo Conducto)が必要となるが、既にデジタルプラットフォームで手続き済みの会社は改めて行う必要がない旨言及しています。

以上